

# 認可外保育施設の利用料返還について

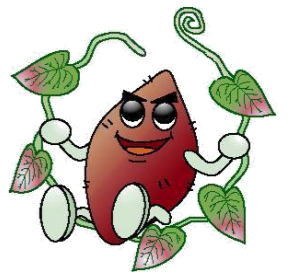
～(4月、5月分)新型コロナで登園を自粛した保護者のみなさまへ～

【内 容】 新型コロナウイルス感染症予防対策として登園自粛をした対象児童保護者の経済的負担軽減を図るため、利用料の返還を行った認可外保育施設へ町の上限額内で補助します。

【対象者】 嘉手納町に住民登録のある児童で認可外保育施設に通う  
幼児教育・保育**無償化対象外**の方（対象となる期間は4/1～5/20まで）

【申請方法】 保育園を通しての返還となります。役場にご連絡ください。

【例】 4月分の利用料4万円をお支払いしていた場合



※保育園を通しての返還となりますので、対象となる方は下記へお問合せください。

【お問合せ】 嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 956-1111（内線 275）